

JICA留学生への付加的教育およびネットワーキング機会提供等にかかる業務委託契約（フェーズⅡ）
（公告/公示日：2022年7月1日／管理番号：22a00334）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	p. 17	(1) JICA留学生情報及び企業情報の収集・整備・更新（イ）記載項目のリスト	・帰国済留学生への帰国後の状況の確認について、発注者と協議し決定した記載項目は全帰国済留学生について共通するものか（主管部によって異なる場合があるか）。 ・帰国済留学生への確認のタイミングはいつを想定しているか。	・記載項目は帰国生共通の内容となります。 ・帰国生の状況確認は毎年10月～12月に実施予定です。
2	p. 19-20	(2) JICA留学生ネットワーキングセミナー（イ）	・年2回、最大500名程度/回が想定されているが、3月と12月で対象留学生は同じかどうか。	・対象留学生は同じです。来日後約半年後（3月）に第1回目、約1年3ヵ月後（9月）に第2回目のセミナーと、1名の留学生に対し、来日中に計2回のセミナーを提供します。
3	p. 19-20	(2) JICA留学生ネットワーキングセミナー（ア）	・各主管部が計画する個別プログラムはおよそいくつくらいが想定されるか。	・セミナー毎に主管部へ実施予定有無を確認するため、セミナー毎に実施部署数は異なりますが、平均すると1回のセミナーあたり5部署程度です。
4	P. 14、P. 23	(3) 企業交流会、インターンシップ機会の提供	・年4回開催する企業交流会のうち2回は必ずしもネットワーキングセミナーと同時期である必要はないか。	必ずしもネットワーキングセミナーと同時期である必要はありません。
5	P. 20	(3) 企業交流会、インターンシップ機会の提供	・下記プログラムのインターンシップ参加対象者の選定支援も業務に含まれるか。 SDGsグローバルリーダー、その他地域部・課題部主管案件、人材育成奨学計画（JDS）、エジプト円借款、国費・私費留学生、SDGsグローバルリーダー（アフリカ以外）	対象者の選定においては、発注者が指定する選定基準（対象案件及び対象留学生の優先度、実施時期）に基づき、実施いただきます。
6	p. 24	(3) 企業交流会、インターンシップ機会の提供（ウ）インターンシップ実施支援・（修了時インターンの場合）	・賃貸住居契約締結手続き（原則借主は研修員）の支援について、受注者は保証人となる想定か。	原則保証人が不要の物件（マンスリーマンション等）との契約を想定しております。稀に地域により保証人が必要な物件があり、その場合は国内機関長を連帯保証人とします。
7	p. 27	(6) 来日中のモニタリング支援 （ア）モニタリングシート送付・回収	・回収する資料はモニタリングシートその他、成績表等その他書類の回収は含まれるか。	モニタリングシート以外で留学生より取り付けていただく書類は成績表のみです。

通番	該当頁	項目	質問	回答
8	p. 27	(6) 来日中のモニタリング支援 (イ) 指導教員からのコメント取付	<ul style="list-style-type: none"> ・「モニタリングが必要な留学生の洗い出し」の基準は貴機構から指定があるか、受注者側からの提案が想定されているか。 ・指導教員/大学事務担当者の連絡先は貴機構から提供される(1)(ア)の情報に含まれているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「モニタリングが必要な留学生の洗い出し」の基準は、基本的に「モニタリングシートで学業面に問題ありと回答した研修員」ですが、モニタリング実施毎に発注者と協議の上決定します。 ・ご理解のとおりですが、含まれていない場合は、別途発注者より共有します。
9	p. 27	(6) 来日中のモニタリング支援 (ウ) 日程調整	<ul style="list-style-type: none"> ・日程調整に使用するツールに指定はあるか。 ・オンライン実施の場合の使用プラットフォームに指定はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定のツールはありませんが、Teams、Zoomを使用することが多いです。

以上